

流山市入札監視委員会運営要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市附属機関に関する条例(昭和46年年流山市条例第6号。以下「条例」という。)第9条の規定により、流山市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営の具体的な取扱いについて定めるものとする。

第2章 委員会の事務等

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 本市が発注した工事のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等についての審議を行い、市長に報告又は建議すること。
- (3) 本市が発注した工事における一般競争入札、指名競争入札並びに随意契約における入札・契約手続に係る再苦情申立てについて審議を行い、市長に報告又は建議すること。

(委員に委嘱することができない者)

第3条 建設会社の顧問等特定の建設会社等と密接な関係のある者は、委員会の委員に委嘱することができない。

2 委員が、任期中に特定の建設会社等と密接な関係を有するに至った場合には、速やかに委員の改任を行うものとする。

(委員の公表)

第4条 委員会は、委員会設置後の最初の委員会開催後に、委員の氏名及び職業を公表する。任期途中で委員が交代した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業を公表する。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会議の招集等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として6か月に1回開催する。

3 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。

4 会議は、公開とし、議事の概要は、これを公表する。

5 緊急かつやむを得ない事情により、会議を開くことができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

第3章 定例会議

(定例会議提出資料)

第8条 第2条第1号に規定する市長から提出される報告資料は原則として次に掲げるものとする。

(1) 前回の会議開催月以降から今回の会議開催月の前の月までの間に市長が発注した工事の一覧表（予定価格が130万円を超えないものを除く。（以下「発注工事一覧表」という。））

(2) 前回の会議開催月以降から今回の会議開催月の前の月までの間に市長が行った指名停止措置の運用状況一覧表

(3) 前回の会議開催月以降から今回の会議開催月の前の月までの間に市長が行った低入札価格調査制度の運用状況一覧表

(4) その他必要と認める入札及び契約手続に関する運用状況

2 前項第1号の発注工事一覧表は、次に掲げる方式区分ごとに整理し、工事名、工事場所、契約金額、工事担当課、工期、工事種別及び契約の相手方を記載するものとする。

(1) 一般競争入札方式

(2) 指名競争入札方式

(3) 随意契約方式

3 第1項第2号の指名停止措置の運用状況一覧表は、その者の名称、

指名停止期間、指名停止理由等を記載したものとする。

4 第1項第3号の低入札価格調査制度の運用状況一覧表は、その内容、入札結果等を記載したものとする。

(報告の様式)

第9条 定例会議における報告の様式は、別記様式に定めるところによる。

(事案の抽出)

第10条 第2条第2号に規定する委員会において審議する事案の抽出は、第8条第2項に掲げる発注工事一覧表の中から、入札及び契約方式別に委員会が事前に無作為の方法で行うものとする。

(抽出事案の審議)

第11条 抽出事案の審議は、抽出案件に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかについて行う。

(市長への報告又は建議)

第12条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点、改善すべき点があると認めるときは、市長に対して建議することができる。

2 委員会は、前項の内容について、公表を行うものとする。

第4章 再苦情処理

(再苦情処理会議の開催等)

第13条 委員会は、市長から第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てについて審議の依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、市長に報告又は建議するとともに、その内容について公表を行うものとする。

3 前項の規定による報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

別 記第 1 号様式総括表

(期間 令和 年 月 日～ 月 日)

入 札 方 式	件 数	備 考
総契約件数 (内訳) ① 一般競争入札 ② 指名競争入札 ③ 随意契約		(記載例) ○○月の特色としては、業務繁忙期であったため、通常 の時期より 2 割程度発注件数が多いこと、中でも一般 土木工事に係る発注が多い。

注：予定価格 1 3 0 万円を超えないものは含まない。

別 記第 2 号様式の 1 入札方式別発注工事一覧表

(期間 令和 年 月 日～ 月 日)

(一般競争入札方式)

工事名	工事場所	契約金額	工事担当課	工期	工事種別	契約の相手方

注：予定価格 1 3 0 万円を超えないものを除く。

別 記第 2 号様式の 2 入札方式別発注工事一覧表

(期間 令和 年 月 日～ 月 日)

(指名競争入札方式)

工事名	工事場所	契約金額	工事担当課	工期	工事種別	契約の相手方

注：予定価格 1 3 0 万円を超えないものを除く。

別 記第 2 号様式の 3 入札方式別発注工事一覧表

(期間 令和 年 月 日～ 月 日)

(随意契約方式)

工事名	工事場所	契約金額	工事担当課	工期	工事種別	契約の相手方

注：予定価格 1 3 0 万円を超えないものを除く。

別記第3号様式 指名停止措置の運用状況一覧表

(期間 令和 年 月 日～ 月 日)

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 (箇月)		

注：該当事項の欄には、「流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

別 記第 4 号様式 低入札価格調査制度の運用状況一覧表

(期間 令和 年 月 日～ 月 日)

調査対象工事名	審査年月日	審査内容	審査結果

注：参考資料として、「流山市低入札価格調査実施要領」別記様式低入札価格調査票を添付すること。